

# 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向けた 愛媛県の実現状況と今後の課題

愛媛県企画情報部管理局 企画調整課 主事 上川 晶子

## [1] 「四国八十八箇所霊場と遍路道」について

現在、四国4県と関係57市町村が共同で「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録を目指していますが、まずは「四国八十八箇所霊場と遍路道」がどのようなものかを簡単に紹介します。

## ○ 四国八十八箇所霊場

四国遍路は、弘法大師ゆかりの札所霊場を巡拝するものですが、もともとは海辺や山岳地帯などを巡る厳しい修行が原初形態とされており、88か所の札所霊場を巡る遍路が定着したのは江戸時代とされています。また、四国遍路は大師信仰に基づいて形成されていますが、真言



宗の寺院のみではなく、天台宗や臨済宗など様々な宗派の寺院によって構成されています。現在は、歩き遍路のほか様々な交通機関を利用して、年間15万人もの人々が宗派を超えて巡拝する「生きた文化資産」となっています。

### ○ 遍路道

遍路道は、四国一円に展開する88か所の札所寺院を結ぶ全長1,400kmに及ぶ道ですが、世界遺産の登録を目指す「遍路道」としては、江戸時代からのものと特定できる道を選定しています。遍路道は、本来、専用の道として設置されたものではなく、地域の生活道や農道・林道などが遍路道として利用されたものであるため、隣接する地域社会によって維持・管理されてきました。

なお、遍路道に関係する市町村は、57市町村あり、四国の全市町村の約6割に当たります。

## [2] 世界遺産登録までの流れ

「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向けた愛媛県の取組状況を紹介する前に、その前提となる世界遺産登録までの流れを説明します。

世界遺産は、世界遺産条約（正式には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」）に基づき登録、保護されています。この世界遺産条約とは、「世界中の顕著で普遍的な価値のある文化遺産・自然遺産を人類共通の宝として守り、次世代に伝えていくことの大切さ」を唱えている国際条約で、世界遺産リストの作成や登録された遺産保護支援を行う世界遺産委員会の設置等を定めています。具体的な世界遺産登録までの流れは、「表1 世界遺産登録までの流れ（文化遺産の場合）」のとおりで、①～⑦を日本政府が、⑧～⑩を世界遺産委員会が行うこととなっています。

現在、「四国八十八箇所霊場と遍路道」がどの状態にあるかという点、「①世界遺産暫定一覧表候補の地方提案」の「(i)文化審議会での暫定一覧表への記載について調査・審議」の段階で足踏みしており、暫定一覧表への記載が見送られている状況です。つまり、世界遺産登録までの道のりはまだまだ長いということです。

表1 [世界遺産登録までの流れ（文化遺産の場合）]

- ① 世界遺産暫定一覧表候補の地方提案  
 (i)文化審議会での暫定一覧表への記載について調査・審議  
 →(ii)暫定一覧表への記載が適当と判断  
 →(iii)暫定一覧表記載  
 【記載物件：14件(H22.10月現在)】
- ② 暫定一覧表の世界遺産委員会提出
- ③ 推薦準備作業
- ④ 推薦書の作成
- ⑤ 推薦の決定
- ⑥ 推薦書（暫定版）を世界遺産委員会へ提出
- ⑦ 推薦書を世界遺産委員会へ提出
- ⑧ 国際記念物遺跡会議（ICOMOS）で審査
- ⑨ 世界遺産委員会で審査・登録の可否を決定
- ⑩ 世界遺産登録  
 【日本の登録物件：14件(H22.10月現在)】

四国八十八箇所霊場と遍路道」は、暫定一覧表記載が見送られている。

## [3] 愛媛県の取組状況

さて、世界遺産登録へ向けての愛媛県の取組みについては、「四国八十八箇所霊場と遍路道」を構成する資産が四国全県に及び四国の他の3県と足並みを揃えて進めていることから、四国4県の取組状況とともに紹介します。

「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録へ向けた歩みは、平成18年度から始まります。（「表2 四国4県のこれまでの取組状況」参照）

平成18年9月、文化庁が世界遺産暫定一覧表に追加することが適当と考える文化資産について地方公共団体から提案を募るという新たな手法を導入したことから、四国4県が共同で「四国八十八箇所霊場と遍路道」の提案を行うこととなりました。この時の提案に対する文化審議会の評価は、「希少な資産で価値は高いが、課題があることから継続審議とする。」というものでした。

平成19年6月には、四国4県で連携し「四国遍路世界遺産登録推進4県協議会」を設立し、同年12月には、平

平成18年の提案内容の見直しを行った上で、四国4県と関係58市町村とが共同で再提案書を提出しました。

平成20年9月に公表された文化審議会審議結果においては、暫定一覧表記載は見送られたものの、「将来的な記載の候補となり得る可能性はあるが、構成資産の大半が文化財として保護されておらず、資産の範囲も広域に及ぶことから、文化財の指定・選定を含めた保護措置の改善・充実に向けた取組等が不可欠である。」との評価（カテゴリー I a）を受けました。具体的な課題としては、国内外の同種遺産との比較研究を行うこと、保護措置を着実に進めること、関係者間における連携・意思疎通の手法を明確化するとともに、体制の整備・充実に努めることなどが挙げられました。

表2 [四国4県のこれまでの取組状況]

H18. 9.29	文化庁が新たに地方公共団体提案方式を開始
H18.11.30	四国4県が共同で提案書を提出
H19. 1.23	文化審議会審議結果公表 → 「継続審議」
H19. 6.28	四国遍路世界遺産登録推進4県協議会設立
H19.12.20	四国4県と関係58市町村が共同で再提案書を提出
H20. 9.26	文化審議会審議結果公表 → 暫定一覧表記載見送り「カテゴリー I a」と評価
H22. 3.16	「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会設立

#### [4] 今後の課題

今後は、文化審議会から指摘された「文化財の指定・選定を含めた保護措置の改善・充実に向けた取組」等の課題の克服に向け、関係団体等と連携して取組みを進めていく必要があります。

まず、保護措置を着実に進めるための取組みとして、

平成21年度は、札所の文化財としての価値を証明するための基礎調査を全札所寺院について実施し、遍路道の保護手法の確立に向けた検討会を開催しました。また、本年度は、四国各県1か寺について、建造物、石造物、古文書等の個々の物件を専門的に調査するとともに、遍路道の保存整備を進めていくための「歴史の道総合計画」策定に着手したところです。

さらに、「関係者間における連携・意思疎通の手法を明確化するとともに、体制の整備・充実に努めること」との指摘を受けたことから、平成22年3月には、四国4県と関係57市町村、国の地方機関、大学、霊場会、経済団体、NPOその他関係機関を構成員とする「『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録推進協議会」を設立し、官民挙げて世界遺産登録への取組みを推進していくことになりました。

このように世界遺産登録への取組みが一步ずつ進んでいるとはいえ、世界遺産の登録を目指す「四国八十八箇所霊場と遍路道」の構成資産は四国全県に及ぶ広大なものであり、世界遺産委員会の審議状況からみても、登録までの道のりは大変長いものです。しかしながら、この「四国八十八箇所霊場と遍路道」は四国を代表する資産であり、これを後世に伝えるためには、世界遺産登録という息の長い取組みを関係者全員が一丸となって今後も継続していくことがとても重要であると考えています。